

# いじめ防止基本方針

平成26年9月

古座川町立 三尾川小学校

## 目 次

1. はじめに	1
2. いじめ防止の基本理念	1
3. いじめの定義	1
4. いじめの禁止	1
5. いじめの理解	
いじめの基本認識	2
いじめの態様	2
6. いじめの防止等のための学校の取組	
① いじめの防止の体制	2
② 『児童理解』の定例化	2
③ 事案発生時の対応	2
④ 定期的な調査の実施	2
⑤ いじめ相談体制の整備	3
⑥ 教職員の資質の向上	3
7. いじめの防止に関する具体的な方策	
① いじめの未然防止に関する事	3
② いじめの早期発見に関する事	3
③ いじめの早期対応に関する事	4
④ 継続的な指導支援	4
8. 関係諸機関・地域等との連携	5
① 教育委員会、青少年センター、警察等	5
② スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー	5
③ 保護者、地域	5
9. 関連法令	5

# いじめ防止基本方針

古座川町立 三尾川小学校

## 1. はじめに

本方針は、人権尊重の理念に基づき、三尾川小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的として策定する。

## 2. いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを意識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のために次の4点を基本理念として対策を講じる。

- ① 極小規模の本校にあっても起こり得るという認識のもと、学校、家庭、保護者が一体となって、『未然防止』『早期発見』『早期対応』に継続して取り組む。
- ② いじめ問題の取組にあたっては、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめの未然防止」の活動に重点を置いて日々の教育活動に取り組む。
- ③ 「いじめの未然防止」の観点からも、体験活動や集会活動、縦割り班による全校活動を重視し、より良い人間関係の構築と自治能力の育成に努める。
- ④ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決する。

## 3. いじめの定義

### いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 4. いじめの禁止

児童は、いじめを行ってははいけません。

## 5. いじめの理解

いじめには様々な特質があるが、教職員は以下の《いじめの基本認識》と《いじめの態様》を十分に把握し、いじめ防止対策に取り組むものとする。

### 《いじめの基本認識》

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは大人の気づきにくい所で行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、『いじめられる側にも問題がある』という見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 《いじめの態様》

- ① 暴力を伴うもの
  - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等
- ② 暴力を伴わないもの
  - 冷やかしかからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる
  - 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - 金品をたかられる
  - 金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## 6. いじめの防止等のための学校の取組

- ① いじめの防止には全職員で取り組む。
- ② 学校対策組織の設置  
学校対策組織を設置し、校内のいじめの防止等の対策が実効的かつ組織的に行われるよう企画・実施・検証を行う。その構成員は、校長、教頭、生活指導担当、養護教諭を構成員とし、必要に応じて外部専門家を加えるものとする。
- ② 『児童理解』の定例化  
全職員参加による『児童理解』に関する会議を毎月1度開催し、児童の現状や指導についての情報交換及び共通理解、共通行動について話し合う。
- ③ 事案発生時の対応  
いじめ未然防止の観点から、学内の小さなトラブルも見逃さずに指導し、事案発生時は臨時の職員会議を開催し、早期解決に向け対応にあたる。
- ④ 定期的な調査の実施  
いじめを早期に発見するために、定期的な調査を年3回実施する。  
(いじめに関する)生活アンケート・・・5月、10月、2月に実施

⑤ いじめ相談体制の整備

- ・ 全児童を対象に、養護教諭による個別面談を毎月第2週の放課後に実施する。
- ・ いじめ相談窓口を設置し、保護者がいじめに係る相談を行うことができるようにする。窓口設置については、年度初めに保護者に周知する。
- ・ 児童の様子が気になる時は、速やかに訪問又は電話で保護者と連絡を取り合う。

⑥ 教職員の資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付け、4月、8月に実施し、いじめ防止に関する教職員の資質の向上を図る。

## 7. いじめの防止に関する具体的な方策

### ① いじめの未然防止に関すること

児童に係わること	保護者に係わること
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 互いの良さを認め合い、個性を尊重し合うことを理解させる。(道徳・特活・総合)</li> <li>○ 「私たちの道徳」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。</li> <li>○ みんなが気持ち良く学校生活を送るためのルールを遵守することの大切さを理解させる。</li> <li>○ 全校による集会活動や体験活動を充実させ、三尾川タイムや縦割り班活動等通じてより良い人間関係を育む。</li> <li>○ いじめられた児童の心情を理解させ、自分が出来る適切な行動(いじめの制止、教師への報告、被害者への声掛け等)について考えさせる。</li> <li>○ インターネットの危険やモラルについて指導する。(学活)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 子どもとの会話をできるだけ多くし、子どものさびしさやストレスに気づく。</li> <li>△ 日頃から子どもの交友関係に関心を持ち、我が子や友達の良さをほめる。</li> <li>△ ダメな時には、きちんと叱る。</li> <li>△ 集団の一員としての自覚や自信を育ませる。</li> <li>△ 相手の気持ちを考えることや、弱者へのいたわりの心の大切さを日頃から子どもに伝える。</li> <li>△ PTA 活動等を通じ他の保護者との交流を深める。他の児童と出会った時は積極的に挨拶や声掛けを行う。</li> <li>△ 家庭における携帯電話やインターネットの使用についてのルール作りを行う。</li> </ul>

○印は、学校から児童・保護者への働きかけ

△印は、保護者の行動、児童への働きかけ

### ② いじめの早期発見に関すること

児童に係わること	保護者に係わること
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 友だちの乱暴な言動に対して互いに注意し合える集団作りを行い、併せて教師への報告を行えるように指導する。</li> <li>○ 学校内のルール違反に関しては、児童集会にて全校で解決に取り組む。</li> <li>○ 上履き・机・椅子・学用品・掲示物にいたずらがあったらすぐに対応し、原因を明らかにする。</li> <li>○ 児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。</li> <li>○ 個人面談やアンケートを実施して情報収集に努め、子どもの様子には常に注意を払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 悩みは何でも親に相談できるような雰囲気や、普段から作っておく。</li> <li>△ 子どもに関心を持ち、子どもの変化に注意する。</li> <li>△ 服装の汚れや乱れに気を配る。</li> <li>△ 子どもの持ち物や金品に気を配り、無くなったり増えたりしていないかを観察する。</li> <li>○ いじめ相談窓口の開設を周知する。</li> <li>△ 子どもの様子が気になる場合は、些細な場合でも学校へ連絡し確認する。(連絡ノート、いじめ相談窓口を活用する)</li> <li>○ 欠席があった場合は必ず家庭と連絡を取る。</li> </ul>

○印は、学校から児童・保護者への働きかけ

△印は、保護者の行動、児童への働きかけ

### ③ いじめの早期対応に関すること

	児童に係わること	保護者に係わること
いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応する。</li> <li>○ 休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しないようにする。</li> <li>○ いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。</li> <li>△ 子どもからいじめに関する話を聞いた時は、まず学校に連絡をする。</li> <li>○ 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた適切な対応をすることを伝え、解決に向けての協力を求める。</li> <li>○ 対応の経過をこまめに伝えると共に、子どもの様子についての情報提供を受ける。</li> </ul>
いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対応する教師は、中立の立場で事実確認を行い、いじめを行った背景は理解しつつも、責任転嫁等は許さない。</li> <li>○ 「いかなる理由があっても、いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で臨み、いじめをやめさせる。</li> <li>○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> <li>○ 教育委員会をはじめ関係諸機関と連携して対処する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ わが子の言い分を十分に聞くようにするが、事実を冷静に確認し、「いじめは許されない行為である」ことを諭す。</li> <li>○ 事情聴取後は直ちに家庭訪問を行い、事実の経過を伝え、その場で児童と事実の確認をする。</li> <li>○ 被害児童の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらい、児童・保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。</li> <li>○ 指導の経過と子どもの変容の様子を伝え、指導に対する理解を求めると共に、よりよく成長させたいと考えている事を伝える。</li> </ul>
直接関係の無い者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傍観することは、いじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。</li> <li>○ いじめ発生の原因となった行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。</li> <li>○ 自分がとることのできる適切な行動について考えさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ いじめに気付いた時は傍観者とならず、助ける側の態度をとる事が出来るような子どもに育てる。</li> <li>○ いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者にならないという気持ちを育てるように伝える。</li> </ul>

○印は、学校から児童・保護者への働きかけ

△印は、保護者の行動、児童への働きかけ

### ④ 継続的な指導支援

	児童に係わること	保護者に係わること
いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安心して学校教育活動に参加できるよう、観察や声掛け、個別面談等を継続的に行い、心のケアに努めると共に自己肯定感が回復できるように支援を行う。</li> <li>○ SC と連携して支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 子どもとの会話をできるだけ多くし、子どもを励まし、学校生活に前向きに取組ませる。</li> <li>○ 本人の様子について保護者と連絡を取合い、継続的な助言を行う。</li> <li>○ SSW と連携して支援にあたる。</li> </ul>
いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの背景にある原因やストレスを取り除き、本人の良さを認め、学校生活に前向きに取組めるよう支援する。</li> <li>○ 相手を思いやる感情や規範意識の向上を粘り強く指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 子どもとの会話をできるだけ多くし、子どもの良さをほめ、自己有用感を持たせることで学校生活に前向きに取組ませる。</li> <li>○ 本人の様子について保護者と連絡を取合い、継続的な助言を行う。</li> <li>○ SSW と連携して支援にあたる。</li> </ul>

○印は、学校から児童・保護者への働きかけ

△印は、保護者の行動、児童への働きかけ

## 8. 関係諸機関・地域等との連携

### ① 教育委員会、青少年センター、警察等との連携

いじめに関する事案が発生した場合は隠蔽することなく、速やかに教育委員会に報告する。重大事態発生の場合は、教育委員会、青少年センター、警察等の関係諸機関と連携を図り、早期解決及び再発の防止に努める。

### ② スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの連携

SSW（スクールソーシャルワーカー）やSC（スクールカウンセラー）等と連携を図り、本人及び保護者への指導助言を行い、心のケアに努める。

### ③ 保護者、地域との連携

学校行事および育友会行事において、学校職員は保護者と交流を深め、児童のことについて気軽に話し合える関係作りに努める。

また、保護者が自分の子どもだけでなく、他の保護者・子どもとの交流を深め、子どもの良さを認めると共に、保護者間の親睦を図り、保護者同士が協力して三尾川小学校育友会全体で子どもを育てる意識を涵養する。

学校行事には学校評議員や民生児童委員、区長や地域の方々を招き、児童の様子を観て頂き、学校の教育活動についての評価・助言をお願いする。また、保護者が児童のことについて気軽に相談できるような協力体制を作る。

## 9. 関連法令

### 学校教育法 第4章 小学校 第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

### いじめ防止対策推進法 第5章 重大事態への対処 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。